

水戸市告示第 245 号

水戸市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要項を次のように定める。

令和 4 年 6 月 29 日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、水戸市マスコットキャラクター「みとちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象等)

第 2 条 着ぐるみの貸出しを受けられるものは、市内で活動する法人又は団体とする。

2 着ぐるみの貸出しは、着ぐるみを市内で使用する場合であって、かつ、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 市が共催し、後援し、又は協力する事業において使用する場合
- (2) 市の PR 又はイメージアップに資する場合
- (3) 社会貢献活動等公益的な目的のために使用する場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合に該当すると認めるときは、着ぐるみの貸出しをしないものとする。

- (1) 市の信用、品位、イメージ等を損なうおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 政治、宗教、思想等の活動に使用するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人又は団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (6) 個人的な行事等で使用するおそれがあるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 6 項から第 13 項までに規定する営業において使用するおそれがあるとき。
- (8) 市長が別に定める着ぐるみの使用に当たっての使用方法等（以下「着ぐるみ使用マニュアル」という。）に従って使用されないおそれがあるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、これらに準じた使用をするおそれがあるとき。

(貸出期間)

第 3 条 着ぐるみを貸出しする期間は、原則として 5 日以内とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(貸出等の場所)

第 4 条 着ぐるみの貸出及び返却は、産業経済部観光課で行うものとする。

(貸出料)

第 5 条 着ぐるみの貸出しに係る料金は、無料とする。

(貸出しの申請)

第6条 着ぐるみの貸出しを受けようとするものは、原則として着ぐるみを使用する日の3か月前から2週間前までの間に、マスコットキャラクター着ぐるみ借用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（貸出しの決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、貸出しの可否を決定したときは、マスコットキャラクター着ぐるみ貸出（変更）承認・不承認決定通知書（様式第2号）により当該申請をしたものに通知するものとする。この場合において、市長は、当該貸出しの決定に条件を付することができる。

（変更の申請）

第8条 前条の規定による貸出しの決定を受けたもの（以下「借業者」という。）は、同条の規定により決定を受けた内容を変更しようとするときは、マスコットキャラクター着ぐるみ借用変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更の申請に係る決定について準用する。

（決定の取消し等）

第9条 市長は、借業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第4号）により着ぐるみの貸出しの決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する貸出しの対象に該当しなくなったとき。
- (2) 第11条に定める遵守事項に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により着ぐるみの貸出しの決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、着ぐるみの貸出しが適当でないと市長が認めたとき。

2 借業者は、前項の規定により着ぐるみの貸出しの決定を取り消された場合において、既に着ぐるみの貸出しを受けているときは、市長の指定する期日までに着ぐるみを返却しなければならない。

（借用）

第10条 借業者は、産業経済部観光課職員の立会いのもと、着ぐるみ使用マニュアルによる確認及び着ぐるみの点検を行った上で着ぐるみを借用するものとする。

（使用上の遵守事項）

第11条 借業者は、着ぐるみを使用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出しの承認を受けた目的以外の用途には使用しないこと。
- (2) 着ぐるみ又は着ぐるみの使用をすることができる権利を第三者に譲渡又は転貸をしないこと。
- (3) 着ぐるみ使用マニュアルに従って使用すること。
- (4) 水戸市又は水戸市マスコットキャラクター「みとちゃん」の信用、品位、イメージ等を損なう使用をしないこと。

（管理）

第12条 借業者は、借用した着ぐるみについて善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 借業者の故意又は過失による破損、故障、紛失等が発生した場合は、借業者が損害を賠償す

る責任を負うものとする。

3 借用者の故意又は過失による破損、故障、紛失等が原因で発生した事故において、第三者に損害が生じた場合は、借用者が責任を負うものとする。

(返却)

第 13 条 借用者は、貸出期間内に着ぐるみを返却しなければならない。

2 借用者は、前項の返却をするときは、産業経済部観光課職員による着ぐるみの点検を受けなければならない。

(補則)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

年 月 日

水戸市長 様

住 所（又は所在地）
名 称
氏 名（又は代表者名）
担当者名
電話番号

マスコットキャラクター着ぐるみ借用承認申請書

着ぐるみを借用したいので、水戸市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要項第6条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 借用目的
- 2 借用期間
- 3 使用日時
- 4 使用場所

※使用場所の詳細を記入の上、どちらかに○を付ける
(屋内 ・ 屋外)

- 5 使用方法
- 6 添付資料

- (1) 着ぐるみを使用するイベント等の内容が分かる資料
- (2) 組織の運営に関する規約、会則、定款その他これらに準ずる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

水戸市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要項を確認しました。

水戸市マスコットキャラクターみとちゃん着ぐるみ使用マニュアルを確認しました。

第 号
年 月 日

様

水戸市長

マスコットキャラクター着ぐるみ貸出(変更)承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった着ぐるみの貸出については、次のとおり決定したので、水戸市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要項第7条（同要項第8条第2項において準用する同要項第7条）の規定により通知します。

1 審査結果 承認 ・ 不承認（理由 ）

2 貸出期間

3 使用日時

4 使用場所

5 使用方法

6 貸出の条件

- (1) 水戸市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要項の規定を遵守すること。
- (2) 着ぐるみの破損、故障、紛失等が発生した場合は、速やかに産業経済部観光課に連絡すること。
- (3) 条件に違反したときは、着ぐるみの貸出しの承認を取り消すことがある。

年 月 日

水戸市長 様

住 所（又は所在地）
名 称
氏 名（又は代表者名）
担当者名
電話番号

マスコットキャラクター着ぐるみ借用変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、水戸市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要項第8条第1項の規定により申請します。

1 変更理由

2 変更内容

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書

年 月 日付け 第 号の決定について、次のとおり取り消すので、水戸市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要項第9条の規定により通知します。

取消理由